

地方公共団体名	札幌市
---------	-----

### 1. 設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所	10
保健所(市町村保健センター)	10
児童相談所	1
婦人相談所	0
身体障害者更生相談所	1
知的障害者更生相談所	1
精神保健福祉センター	1

### 2. 統合事務所の概要

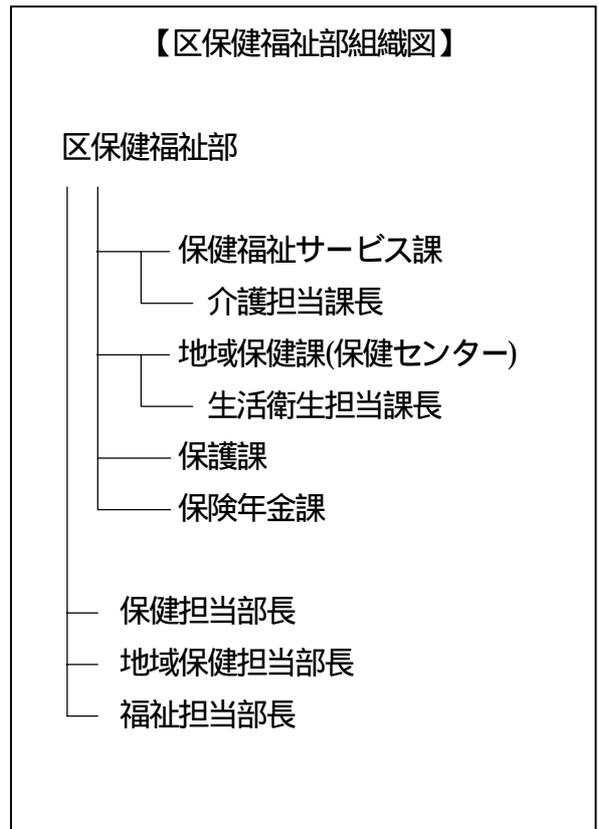
統合事務所名	区保健福祉部
統合事務所箇所数	10箇所
統合時期	平成9年11月

札幌市においては、少子高齢化の進展に対応するため、平成9年11月に各区の保健センターと福祉部を統合し、保健と福祉の総合的なサービス分野を所掌する区保健福祉部を設置した。

平成7年には高齢者の相談窓口保健師を配置していたが、区保健福祉部においては、高齢社会の到来に伴う介護予防や要介護者に対するサービスを総合的に展開するため、高齢者・障がい者部門に訪問指導を行う保健師の係を新設して、福祉担当職員との連携を他部門に優先して実現したものである。

また、同時期に新区(清田区)が誕生したことに伴い、新区における保健福祉部を1階に集約し、事務の効率化と住民サービスの向上を図った。

【区保健福祉部組織図】



### 3. 統合効果

#### (1) 住民サービスの向上

福祉部門に保健師と事務職からなる総合相談担当の係長職を各区3名から4名配置し、保健と福祉の総合相談窓口を設置している。この窓口では、老人、身体障がい者、知的障がい者及び介護保険などの保健福祉に関わる相談や申請等の受付を行っている。

それらの相談や申請等を受けて、福祉担当職員と保健師が同行訪問するなどの連携により、個別ケースの実態とニーズを把握して総合的な保健福祉サービスの調整を行っている。

また、医療機関から得られる脳卒中や訪問看護、難病相談等に関する情報等を保健と福祉の分野で共有し、支援を必要とする者の掘り起こしを行っている。

さらに、これら要援護高齢者等を支援していくために、基幹型在宅支援センターに

運営会議・介護予防調整部会・処遇検討部会を区ごとに設置し，行政・地域・医療機関・サービス提供事業所等による地域ケアのネットワーク体制整備を進めている。

職員研修については，保健と福祉のそれぞれの分野別に本庁に研修推進委員会等を設置し，年間計画のもとに体系的な研修を実施している。

なお，住民サービスが向上した具体的な事例については別紙（P ～ P ）のとおりである。

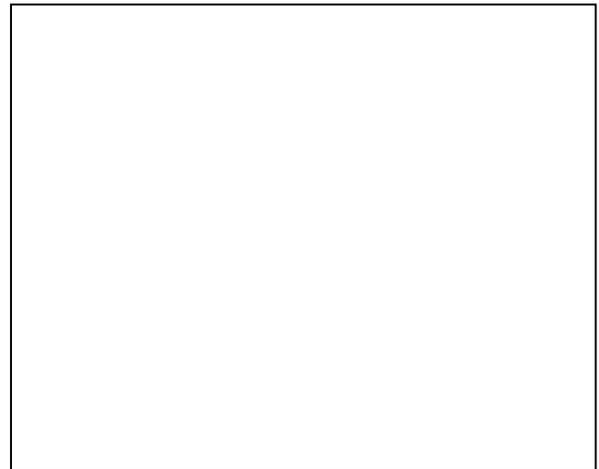
## (2)組織・人員

統合により，これまでの保健センター長及び福祉部長を廃止し，新たに保健福祉部長を配置して組織全体を横断的に統括することとした。

また，老人や身体障がい者などを対象とした保健センターの訪問指導業務を福祉部門に移管統合し，保健師と福祉担当職員を一体的体制にするとともに，情報の共有・一元化を図った。これにより，老人福祉や介護保険における保健師の専門性の活用が図られるとともに，福祉担当職員・生活保護ケースワーカーとの連携により，幅広い対応が可能になった。

さらに，日常における福祉担当職員と保健師の連携から，相互作用によって互いの資質の向上につながった。

なお，保健センターが別庁舎となっているなどの課題はあるが 統合を契機として，保健センターの健診業務の一部を業務委託するとともに，福祉部門においては，現業と非現業の業務を区分して係体制を再編するなど，事務事業の見直しによる効率化を図った。



## (3)行政運営

介護保険制度の導入を視野に入れた円滑な行政運営の一つとして，介護保険の業務と連動した保健師の訪問指導が挙げられる。

この訪問指導を通して，介護保険制度が本来めざすところの在宅での自立した生活の確保と介護予防の普及が図られている。

また，サービスの質の向上の観点から，施設や在宅における療養分野のサービスについて保健師が検証することにより，事業者に対する指導等が迅速かつ効果的に行うことができるようになった。

なお，本市では，保健福祉総合情報システムを構築しており，広範な保健福祉事務について，既存システムである住民記録，税等の情報と連携して，業務ごとの個人情報を一元的に管理している。

今後の行政運営の課題としては，子育て支援や地域福祉の推進を含めた区における保健と福祉の総合行政に向けた連携体制づくりが，さらに必要と考えられる。

担当：札幌市保健福祉局総務部総務課	
TEL	011-211-2932
FAX	011-218-5180

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について	
対象者の区分	<p>障害者 高齢者</p> <p>母子家庭 児童(児童虐待防止、子育て支援)</p> <p>婦人保護、DV 難病</p> <p>こころの健康 その他( )</p>
当該対象者の概要	<p>70歳代の男性で知的障害者。爪白癬，軽度の貧血有り。亡くなった姉の夫(義兄)の家に同居。衣類等も汚れ，入浴もしていない状況。</p>
これまでの経過	<p>毎日のように区の総合相談窓口を訪れいろいろ訴えるが，言語が不明瞭で内容がわからずに対応していた。足が痛いと訴えていることがわかり，義兄に連絡して病院受診となる。</p> <p>また，めまいの訴えから受診した結果，食事が不規則であることがわかる。</p> <p>その原因として，同居の義兄の仕事が自営業で多忙であること，また，当対象者の生活能力を義兄が過信していたことがわかった。</p> <p>当対象者に対する義兄の世話がこれ以上望めないと判断し，調整の結果，救護施設入所となる。</p>
保健・福祉の連携状況	<p>相談を契機として，保健及び福祉部門の関係職員によるケア会議を開催し，必要な医療に結びつけるとともに，当対象者の今後の在宅ケア等に向けた処遇について各担当者間の連携を密にし，検討を行う。</p> <p>また，当対象者の保佐人を含め，関係者で当対象者の処遇を保健・医療・福祉の総合的観点から協議し，施設入所を判断した。</p>
サービス向上のポイント	<p>施設入所に至る過程において，保健及び福祉の各担当者が，当対象者本人の心身の健康状態と生活背景などの状況を的確に把握し，情報を共有して迅速に対応することができたことである。</p>

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について	
対象者の区分	障害者 母子家庭 婦人保護、DV こころの健康 高齢者 児童(児童虐待防止、子育て支援) 難病 その他( )
当該対象者の概要	70歳代後半の女性。不定愁訴，情緒不安定，軽度の痴呆有り。人格障害の息子と同居し，身体的，性的虐待を受けていた。夫は数年前に死亡。
これまでの経過	夫が死亡してから，息子の暴力もあり，不定愁訴で入退院を繰り返していた。 介護保険の認定申請を契機に当対象者世帯の状況を把握する。 息子の暴力により当対象者が傷害を受け，病院からの通報により本市が保護する。 当対象者の生命の安全と息子の執拗な追跡から保護するため，司法の手に委ねる。また，市長の申し立てによる成年後見制度を利用し，一応の解決を図る。 現在は，区保健福祉部と各関係機関等とのネットワークにより当対象者の保護と支援を継続して行っている。
保健・福祉の連携状況	息子の精神保健の問題について，主治医や精神保健福祉センターと連携しながら，保健センター職員及び福祉部門の総合相談担当職員・保健師・福祉担当職員が共通認識のもとで一致した対応を図ることとした。 福祉部門においては，民生委員等地域関係者の不安への対応，当対象者の介護福祉施設への緊急入所措置，家庭裁判所及び弁護士との相談による成年後見制度の活用調整及び状況に応じた警察への相談など，迅速に対処した。 また，保健・福祉・精神医療関係者による「息子と当事者の処遇検討会議」を数回開催し，関係者間で役割を明確にして支援を継続している。
サービス向上のポイント	高齢者虐待は問題が複雑で，的確な状況の把握と迅速な対応・判断が必要となる。 また，司法が関係する事例の処遇は，保健・福祉担当職員のみならず，組織としての連携・協力体制が重要なポイントといえる。

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について	
対象者の区分	障害者 母子家庭 婦人保護、DV こころの健康 高齢者 児童(児童虐待防止、子育て支援) 難病 その他( )
当該対象者の概要	60歳代半ばの女性，筋萎縮性側索硬化症の患者。独居。生活保護受給。徐々に日常生活能力が低下し，病状が進行している状況。同じ区内に娘家族が居住している。
これまでの経過	身体障害者福祉法によるヘルパー，補装具，日常生活用具などのサービス利用で何とか日常生活が自立していたが，夜間の介護が必要になるなど徐々に独居が難しい状況になり相談に訪れる。 当対象者が在宅での生活を希望していることや，家族の介護力も限られていることから，在宅を継続するためのサービスの調整を行う。 最終的には，病状の進行により入院となる。
保健・福祉の連携状況	在宅療養の継続に向けて，医療ソーシャルワーカー，生活保護のケースワーカー，保健師，福祉担当職員，ホームヘルパー，訪問看護師等でケア会議を数回開催し，身体障がい者福祉や介護保険などのサービスとインフォーマルなサービスについて，可能な限りの利用調整を図るとともに，これらのサービス提供にあたり，家族も含めたサービス担当者会議を頻回に開催しながら，当対象者の状況に応じた支援を，それぞれの役割に応じて総合的に行われた。
サービス向上のポイント	当対象者の意思を尊重しながら，本人及び家族が納得する在宅ケアに向けて，病状の進行に伴う医療を基本とした保健・福祉サービスの調整が図られたことである。